

⑧延長保育事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実人数(人)	59	59	58	59	59

⑨病児保育事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ人数(人)	284	290	290	290	293

⑩放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実人数(人)	411	418	431	438	446

⑪妊婦等包括相談支援事業【新規】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
面談回数	561	546	537	531	519

⑫産後ケア事業【新規】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ人数(人)	154	151	148	146	144

## 9 計画の推進

### (1) 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、子ども未来課が中心となり、関係機関との連絡・調整を密にし、これまで以上に連携を強化していきます。また、国や県との連携強化に努め、必要な支援については今後も強く要望していきます。

第3期計画では、行政が実施主体となる公的な支援策に加え、ボランティア活動や地域活動、家庭での取組み、事業所の役割なども位置づけています。市民をはじめ事業所、関係団体がこの計画の考え方や具体的な取組みを知ること、立場に応じた協力体制を構築していくことが理想となります。そのため、今後は、諸施策の推進とあわせて、市民への計画の周知と施策のPRに努めていきます。

また、こども家庭センターや保育園等がそれぞれ情報の共有化を図るとともに、市民の要望・相談に常に応じられるような体制づくりを進めます。

### (2) 計画の進行管理

さらに、計画策定後も適切に進捗管理を行うため、評価・改善に力点を置き、循環型のマネジメントサイクル(PDCAサイクル)を推進します。また、「小浜市児童福祉審議会」において、計画の進捗状況の点検・評価等について定期的に審議を行います。

### 第3期小浜市子ども・子育て支援事業計画概要版【令和7年度～令和11年度】

発行：小浜市 編集：民生部子ども未来課 発行年月：令和7年3月

〒917-8585 福井県小浜市大手町6番3号 TEL：0770-64-6013 FAX：0770-53-1016

# 第3期

## 小浜市子ども・子育て支援事業計画

# 子どもが健やかに すくすく育つまち おばま

～心も体も健やかで、豊かな感性をもったおばまっ子を育む～



令和7年3月  
小浜市

## 1 計画策定の目的

本市においては、「子ども・子育て支援新制度」に基づく「小浜市子ども・子育て支援事業計画」の第1期計画を平成26年度に、第2期計画を令和元年度に策定し、保育サービスの充実をはじめ、多様な子育て支援施策を展開してきました。

令和7年3月末に現在の「第2期小浜市子ども・子育て支援事業計画」が終了することから、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備と子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境の整備に向け、保護者ニーズを踏まえながら「第3期小浜市子ども・子育て支援事業計画」(以下「第3期計画」)を策定しました。

## 2 計画の位置づけと計画期間

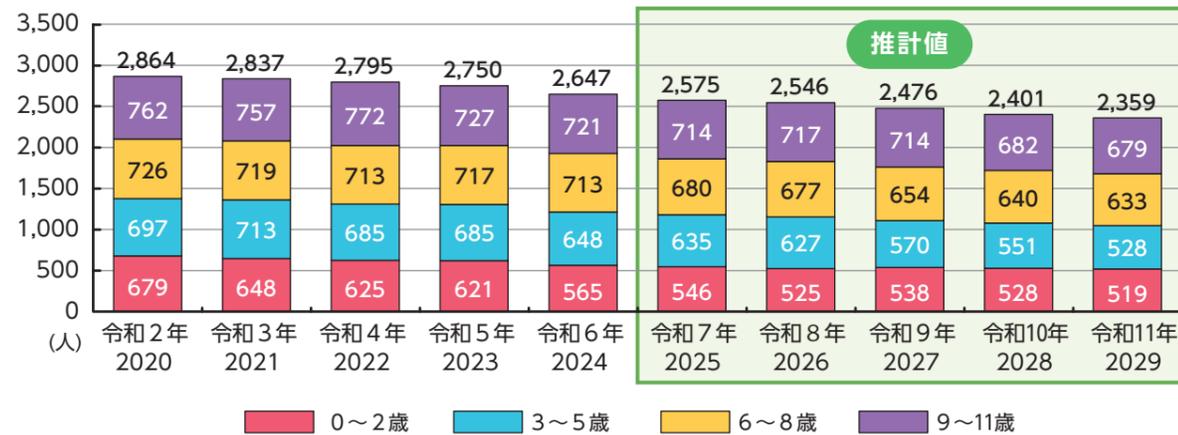
第3期計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」と位置づけます。

計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

## 3 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

### (1) 子どもの推移と見込み

本市の小学生までの児童人口(0～11歳)の推移をみると、令和2年の2,864人から令和6年の2,647人へと減少しています。過去の人口動向から推計される将来の児童人口は、減少傾向で推移することが予測され、第3期計画の目標年である令和11年には2,359人となることを見込まれます。



### (2) 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

#### ① 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える環境づくりについて

子育て世帯の不安感や負担感の軽減を図るため、妊娠から子育てまで切れ目のない支援体制づくりを進めることが重要です。今後も、気軽に相談ができる体制の充実や、子育てに関する情報発信の充実を図るとともに、安心して妊娠・出産・子育てができる環境を整えられるよう、母子保健事業や子育て支援事業の情報を得る機会等の充実が必要です。

#### ② 子育てと仕事の両立を支援する環境づくりについて

近年、児童数は減少傾向で推移していますが、就労する母親、共働き家庭の児童数の増加により、保育ニーズ、放課後児童クラブへのニーズが年々高まっており、受け皿の確保が課題となっています。

今後も、保護者が仕事をしながら充実した子育て期間を過ごすことができるよう、保育サービスの充実を図り、希望する施設等や制度が利用できる環境づくりなど、仕事と子育ての両立に向けた支援を充実するとともに、男女ともに育児休業を取得しやすい環境づくりに向けた事業所への啓発を行っていくことが必要です。また、家庭内においては、男女が互いを尊重しながら仕事・家事・子育てに取り組むとともに、父親の家事・育児への参画促進を図っていくことが必要です。

#### ③ 地域における子育て支援の充実、子どもの居場所づくりについて

子どもが健全に成長していくためには地域全体での子育て支援が不可欠です。また、子どもの居場所づくりが求められている中、安全・安心に過ごし、多様な体験等ができる場の確保が必要となっています。

今後も、子どもや子育て世代の居場所を創出し、親同士や地域とのつながりを育むとともに、住民、事業者、行政などが連携し、多方面から子育てを支えていく地域社会を築いていくことが必要です。

#### ④ 支援が必要な子どもへの対応について

子育て家庭を取り巻く環境が変化し、子育てに対する不安感や負担感が高まっており、全国的に相談件数などが増加傾向にあります。

今後も、子ども一人ひとりの最善の利益が尊重される地域社会をつくっていくことが必要です。また、発達に支援が必要な子どもや子どもの貧困対策など、支援の必要な子どもを守る仕組みづくりが求められており、こうした支援が必要な子どもが健やかに成長することのできる環境をつくっていくことが必要です。

## 4 計画の基本理念

本市においては、第2期計画に基づき、こども家庭センターの開設による相談支援体制の充実をはじめ、各種保育サービス、放課後児童対策、子育て支援体制の充実に向けて努めてきました。

しかし、本市においては、人口減少とともに、核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化などの要因により、子どもを持つ親の拠り所となる場が少なくなっています。

このため、子どもを産みやすい環境づくりを進めるとともに、子育てしやすい環境づくりを進め、安心して子どもを産み、子育ての喜びを実感することができる地域づくりがこれまで以上に求められています。

また、こどもの権利が保障され、健やかな成長を社会全体で後押しする「こどもまんなか社会」の実現が求められる中、子どもたちが自分の能力を生かし、希望を叶えられる社会をつくることは、未来の担い手を育てることにもつながります。第3期計画では、本市の保育理念や本市の保育が目指す子どもの姿とも連動した、心も体も健やかで、豊かな感性をもったおばまっ子の育みを目指し、子育てにかかわる親、家庭、地域、行政などが協力して子育てを支援する環境づくりに向け、総合的な取り組みを推進していきます。

### ◆ 基本理念 ◆

## 子どもが健やかにすくすく育つまち おばま

～心も体も健やかで、豊かな感性をもったおばまっ子を育む～

## 5 基本目標と主な施策

基本理念に基づき、本計画において取り組む施策展開の基本的な目標と主な施策は以下のとおりとなります。

### 基本目標1 妊娠・出産・育児にわたる包括的支援の充実

子育てに不安を持つ親が気軽に相談できる支援体制や、子育てに関する情報発信の充実を図ります。また、母親が安心して子どもを産み、子どもの健やかな成長を支えるため、妊娠期から子育て期まで母子の健康づくりを支援します。

#### (1) 包括的な相談支援・情報提供体制の充実

- ① 包括的な相談支援体制の充実
- ② 情報提供体制の充実

#### (2) 母子保健の充実

- ① 妊娠・周産期の母親の健康づくり
- ② 産後ケアの充実
- ③ 子どもの健康づくり
- ④ 食育の推進
- ⑤ メンタルケアの充実



### 基本目標2 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり

利用者のニーズに応じた各種保育サービスの充実など、安心して子どもを育てられる環境づくりに取り組みます。また、事業所への啓発など働きやすい環境づくりや子育てにおける男女共同参画の促進を図ります。さらに、子育てにあたっての経済的な負担の軽減に努めます。

#### (1) 教育・保育サービスの充実

- ① 就学前の教育・保育の確保・充実
- ② 延長保育事業
- ③ 一時預かり事業
- ④ 病児・病後児保育事業
- ⑤ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施

#### (2) 子育てと仕事を両立できる職場づくり

- ① 働きやすい環境づくりの促進

#### (3) 男女共同参画による子育ての推進

- ① 家庭生活での男女共同参画の推進
- ② 父親の子育て参加促進

#### (4) 子育てにかかる経済的負担の軽減

- ① 妊娠・出産に関する経済的負担の軽減
- ② 子育て家庭への経済的支援



### 基本目標3 子どもの育ちを支援する環境づくり

子どもが放課後などにおいて、安全・安心に過ごし、多様な体験等ができるよう、放課後の子どもの居場所づくりを進めます。また、地域において子どもを持つ親同士が交流できる機会の充実を図るとともに、就学前におけるさらなる教育の充実や子どもが健やかに成長することができる環境づくりに取り組みます。

#### (1) 子どもの居場所・遊び場づくり

- ① 放課後児童クラブの充実
- ② 子どもを対象とした教室等の充実
- ③ 多様な子どもの居場所づくり

#### (4) 豊かな心と健やかな育成の支援

- ① 青少年の健全育成と犯罪被害の防止
- ② 学習活動や体験活動の充実

#### (2) 子どもとその親の交流の場づくり

- ① 地域子育て支援拠点事業の充実
- ② 地域での子育てピア(仲間)サポートの推進

#### (3) 幼児教育の充実

- ① 幼児教育の充実
- ② 保育士等の資質向上
- ③ 保育園・認定こども園、小学校との連携の充実
- ④ 家庭における教育力の向上



### 基本目標4 子どもを守る仕組みづくり

子ども一人ひとりの権利が尊重され、健やかな育ちへの支援が必要な子どもや家庭をサポートし、子どもを守る仕組みづくりに努めます。

#### (1) 子どもの権利の尊重と児童虐待の防止

- ① 子どもの権利などの啓発活動の推進
- ② 児童虐待防止の推進
- ③ 児童虐待防止体制の充実

#### (2) 様々な子どもと家庭への支援

- ① ひとり親家庭等への支援
- ② 障がい児施策の充実



## 6 計画における量の見込み・確保の方策

### 1 子ども・子育て支援給付

就学前の教育・保育について、保育園等の施設を利用した場合などに給付の対象となります。また、子どものための現金給付として、児童手当の支給があります。また、令和8年度から乳児等のための支援給付として、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)が開始予定となっています。

#### 子ども・子育て支援給付

- **子どものための教育・保育給付**
  - ・ 幼稚園、保育園、認定こども園
  - ・ 地域型保育事業(家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育)
- **子どものための現金給付(児童手当)**
  - **乳児等のための支援給付【新規】(令和8年度～)**
    - ・ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
- **子育てのための施設等利用給付**
  - ・ 未移行の幼稚園、認可外保育施設、預かり保育等の利用

### 2 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で事業が定められています。また、各事業について、量の見込みや確保方策を設定する必要があります。

### 3 教育・保育提供区域の設定

本市においては、教育・保育提供区域について、区域内の量の見込みや量の調整に柔軟に対応でき、利用者の細かなニーズに対応できることから、第2期計画に引き続き全市1区域として設定します。

## 7 子ども・子育て支援給付について

幼児期の教育・保育の量の見込みについては、これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から認定区分ごとの量の見込みを算出しました。

今後も、市内保育園等の位置関係や地区別の園児数の推移、また施設の老朽化等も総合的に勘案し、保育園等の統廃合および民営化に取り組む中で、ニーズに沿った施設の早期整備に取り組みます。

### ① 子どものための教育・保育給付

#### ■1号認定(認定こども園のみを希望する満3歳以上の就学前の子ども)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み(人)	33	33	30	29	28
② 確保内容	33	33	30	29	28

#### ■2号認定(満3歳以上で保護者の就労などにより、家庭での保育が困難な子ども)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み(人)	600	592	538	520	499
② 確保内容	600	592	538	520	499

#### ■3号認定(満3歳未満で保護者の就労などにより、家庭での保育が困難な子ども)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児					
① 量の見込み(人)	101	102	102	102	103
② 確保内容	101	102	102	102	103
1・2歳児					
① 量の見込み(人)	295	285	302	299	297
② 確保内容	295	285	302	299	297

### ② 乳児等のための支援給付

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)は、未就園のこどもを対象に、保育園等の施設で、月10時間までの預かりおよび保護者への子育てに関する相談支援を行う事業です。令和8年度からの実施に向けて、関係機関と連携して提供体制の整備に努めます。

## 8 地域子ども・子育て支援事業について

地域子ども・子育て支援事業の見込み量に対する確保量を次のとおり見込みます。

### ① 利用者支援事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
箇所数	1	1	1	1	1

### ② 地域子育て支援拠点事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ人数(人)	13,104	12,978	13,698	13,847	14,019

### ③ 妊婦健康診査事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
受診対象者数(人)	187	182	179	177	173

### ④ 乳児家庭全戸訪問事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ人数(人)	182	179	175	172	170

### ⑤ 養育支援訪問事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ件数(人)	430	430	430	430	430

### ⑥ 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ人数(人)	5	5	5	5	5

### ⑦ 一時預かり事業

#### ■認定こども園1号認定の在園児を対象とした預かり保育(幼稚園型)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ人数(人)	1,954	1,902	1,867	1,867	1,852

#### ■地域子育て支援拠点等における一時預かり(一般型)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ人数(人)	3,390	3,406	3,375	3,385	3,383